

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金に係るQ&A

令和2年9月10日現在

NO.	質 問	回 答	備考
1. 補助金の対象医療機関について			
①	補助の目的は何ですか。	この補助金は、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知）に基づく医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援を行うことを目的とするものです。	R2.7.30掲載
②	補助の対象となる医療機関を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を取組む県内に開設する医療機関で、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、施設を有する助産所が対象となります。 ※医療機関 ・病院【保険医療機関】 ・有床診療所（医科、歯科）【保険医療機関】 ・無床診療所（医科、歯科）【保険医療機関】 ・薬局保【保険薬局】 ・訪問看護ステーション【指定訪問看護事業者】 ・助産所【施設を有すること】	R2.7.30掲載
③	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象となりますか。	分娩の実施の有無は要件にはございません。施設を有する助産所が対象となります。	R2.7.30掲載
④	医療機関は保険医療機関であることが対象となっているが、年度末までに保険医療機関になれば補助対象になりますか。対象となる場合、保険医療機関でなかったときに支出した経費も対象となりますか。また、保険医療機関として申請し、年度途中で保険医療機関を辞退し自由診療医療機関に戻った時は、財産処分の手続きが必要ですか。	最終の申請期限（令和3年2月28日）までに、保険医療機関である期間は補助の対象となりますが、保険医療機関以外の期間は補助の対象とならないので、財産処分の手続きが必要になります。	R2.7.30掲載
⑤	有床診療所について、いつ時点で有床診療所であることを要しますか。	原則として令和2年4月1日時点または申請時に有床診療所であることを要します。	R2.7.30掲載
⑥	医療機関の病床数を補助対象年度内に変更した場合、補助額の算定はどう計算しますか。	原則、令和2年4月1日時点での許可病床数または申請日の許可病床数で計算することになります。	R2.7.30掲載
⑦	補助対象年度内に事業譲渡等で開設者を変更した場合、それぞれの開設者で補助は受けられますか。	個人と法人で開設者の変更があって、実質的に同一の医療機関である場合は、本事業の目的から、原則として1回限りの補助となります。補助金を受けた後に開設者に変更があり、2回目の補助金を受けようとする場合、精算を行った上で、新たな開設者として再度申請することは可能ですが、補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は補助を受けられません。	R2.7.30掲載
⑧	補助を何回も受けるため、医療機関の開設・廃止を繰り返した。補助はそれぞれ受けることができますか。	補助金を複数回受けるために廃業・開設を行い本事業の目的に反する場合は補助を受けられません。	R2.7.30掲載
⑨	対象経費のうち「従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除く」とあるが、この除かれない者であることの証拠書類はどのようなものですか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は含まれていない」ことを確認する申請様式としており、含まれている場合はファイルを出力できないことになっています。	R2.7.30掲載
⑩	令和2年4月1日から申請日までの期間中、感染拡大防止に関する取り組みを行った施設であって、その後廃止した施設は申請の対象に含まれますか。	例えば医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になります。補助金が交付された医療機関が事業完了前に廃止となった場合、廃止までの支出は対象となりますが、廃止以降の支出は対象になりません。なお、交付した額が廃止までの支出額を上回る場合は、精算が必要となります。	R2.7.30掲載
⑪	補助対象となる複数の施設を所有していますが、それぞれで補助が受けられるか否かの整理は、保険医療機関コードが違う場合は、それぞれで受けられるということで良いですか。	1つの法人が複数の保険医療機関等を開設（医療機関等コードが異なる）している場合は、医療機関等ごとの申請が可能です。	R2.7.30掲載
⑫	市町村立の医療機関も補助の対象となりますか。	市町村立の医療機関も補助の対象となります。（※保険医療機関に限る）	R2.7.30掲載
⑬	今般の新型コロナウイルス感染症対策のため、市や医師会が設置した、いわゆる「発熱外来」についても、本事業の対象になり得ますか。本事業の対象になり得る場合、「発熱外来」設置のために実施する施設改修費が補助対象経費になり得ますか。また、発熱外来の設置に伴う応援医師の人件費や危険手当は、対象経費としてよろしいですか。	医療機関の場合、申請時に保険医療機関であることが必要になりますので、「発熱外来」が保険医療機関であれば、本事業の対象になります。本事業は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象になります。軽微な工事であれば、「修繕費」として対象経費となります。また、感染防止対策のために新たに追加派遣された医師の報酬・危険手当は対象費用となり得ます。	R2.7.30掲載
⑭	有床診療所が補助金を受け入れた後、無床診療所に変更となった場合、財産処分の手続きが必要となりますか。	原則として令和2年4月1日時点または申請時に有床診療所であれば補助基準額は200万円となり、その後、無床診療所となっても補助基準額はそのままです。	R2.7.30掲載
⑮	いつの時点で開設している医療機関が補助の対象となりますか。	申請受付期間（R2.4.1～R3.2.28）において、保険医療機関として開設されている医療機関が対象となります。申請締切日は令和3年2月28日までとなっていますので、ご注意ください。	R2.9.10更新

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金に係るQ&A

令和2年9月10日現在

NO.	質 問	回 答	備考
⑯	休止している医療機関も対象となりますか。また、休止届を提出していないものの実質休業状態の医療機関や、休止中でも補助を目的として再開届を提出しただけの実際は診療を行わない医療機関も対象となりますか。	休止している医療機関は対象外です。 なお、休止届が提出されていなくても、1日も保険医療機関として運営していないことが明らかな場合や、本事業の目的に反する場合は補助金を返納してもらおうことになります。	R2.9.10更新
2. 補助金の対象期間について			
①	補助金の交付対象となる期間を教えてください。	補助の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間です。	R2.7.30掲載
②	今回の補助金の申請を行う前に感染防止のために支出した経費は補助の対象となりますか。	令和2年4月1日以降に納品されたものであれば補助の対象となります。また、実績報告の際、領収書等の提出が必要ですので、実績報告提出時まで必ず保管してください。	R2.7.30掲載
③	給付申請後（例えば年内）に補助金を受け取った後、医療機関を廃止した場合、補助金の取扱いはどうなりますか。	廃止の前後に実績報告を行い、支出額が交付済額に満たない場合は、その満たない金額について財産処分の手続きを行っていただきます。	R2.7.30掲載
④	令和2年4月以前に発注し、令和2年4月以降に納品した院内感染防止対策物品は補助対象となりますか。また、令和2年度発注して、納品が令和3年度となる場合は、対象となりますか。	令和2年度の取組として、令和2年3月以前に発注し、令和2年4月以降に納品されたものは補助の対象となります。なお、発注時点で令和2年度内に納品されないことが明らかな場合は対象となりません。やむを得ない理由により令和3年4月以降の納品となる場合は早めに医療指導課にご相談ください。	R2.7.30掲載
3. 補助金の申請について			
①	補助金の限度額であれば、年度内に何回も申請することは可能ですか。	補助金の申請は、各医療機関1回までとなっていますのでご注意ください。補助金の限度額を概算請求で申請していただき、年度内に感染拡大防止対策を図るための資機材を整備され、それらの領収書をまとめて実績報告書とともに提出していただく方法が、より良い活用方法です。	R2.7.30掲載
②	申請手続きは、令和3年2月28日（日）までとされておりますが、申請受付は土日も含むのでしょうか。	「オンライン請求システム」及び「WEB申請受付システム」は、土日でも受付可能です。また、「電子媒体（CD=R等）」「紙媒体」の郵送による申請については、原則、令和3年2月28日必着（消印有効）とします。年度末の申請は、駆け込み申請等でシステムが込み合うことが考えられますので、なるべく早く申請してください。	R2.7.30掲載
③	申請の流れを教えてください。	申請の流れは次のとおりです。 1. 申請者は、申請書を福岡県国民保険団体連合会（福岡県国保連）に提出（原則オンライン） 2. 福岡県国保連は、申請書を取りまとめ県に送付 3. 県は申請内容の審査を行い、申請者に交付決定通知を送付 4. 福岡県国保連は、交付決定通知に基づき申請者に補助金を支払う 5. 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業完了後1か月を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに速やかに実績報告書を県に提出 なお、事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、県に報告する必要があります。	R2.7.30掲載
④	申請方法を教えてください。	申請の方法は次のとおりです。 1. 原則、申請者は、福岡県国保連の「オンライン請求システム」（毎月の診療報酬請求に使用しているシステム）で、申請してください。 2. オンライン請求システムを導入されていない申請者は、専用の「WEB申請受付システム」から申請してください。 3. インターネット環境のない申請者は、申請内容が入力された電子媒体（CD等）を、福岡県国保連に郵送してください。	R2.7.30掲載
⑤	申請はいつまで受け付けてもらえるのですか。	次のとおりです。 ・申請の開始日 令和2年7月21日（火）より ・毎月の受付 各月の15日から月末まで ・最終受付日 令和3年2月28日（日）※郵送の場合、当日消印有効	R2.7.30掲載
4. 補助金の対象経費について			
①	どのような経費が補助の対象となるのか教えてください。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、医療機関において感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象となります。 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用についても、幅広く対象となります。 ※ 清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等、具体的な取り組み事例は次のとおり。 （例示であり、これに限られるものではありません） ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備 ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い患者に適切な受診の仕方を周知 ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など ④ 感染防止のための个人防护具等の確保 ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保 ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）	R2.7.30掲載

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金に係るQ&A

令和2年9月10日現在

NO.	質 問	回 答	備考
②	どのような経費（医療機関用）が補助対象となるのか具体的にご教示ください。	<p>感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。次のものも基本的に対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPAフィルターがない空気清浄機（工事費用、設置費用含む） ・換気扇、網戸 ・換気扇、網戸の修理 ・情報通信機器を用いた診療体制等の確保等 ・オンライン診療用機器一式（初期導入費、ランニングコスト） ・抗菌キーボード、抗菌マウス 	R2.7.30掲載
③	対象経費のうち、従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除くものとされていますが、どのような場合が対象となりますか。	<p>例えば、以下の場合の人件費（時間外手当含む）が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応のために新規で雇用した者（正規職員） ・臨時的に任用した者（レイアウト変更に係る改修作業中に臨時的に雇った誘導員等） 	R2.7.30掲載
④	対象経費のうち、従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費は除くものとされていますが、感染拡大の防止のために職員が勤務時間外に消毒・清掃を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当や、感染症対策業務の実施に対する特殊勤務手当には、本交付金の対象となりますか。	従前からの勤務者及び通常の医療提供を行う者の人件費の場合は対象となりません。	R2.7.30掲載
⑤	事業計画書に記載する対象経費は、税抜き額又は税込み額のいずれを記載するのでしょうか。	税込み額を記載してください。	R2.7.30掲載
⑥	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助の対象となるのでしょうか。	対象経費欄に「使用料及び賃借料」が含まれる事業は、リースの場合も補助対象となります。設備を整備するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれ、補助の対象となります。なお、整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は補助の対象となりません。	R2.7.30掲載
⑦	地域医療情報連携ネットワークを用いることで、多職種間のカンファレンスや、写真や動画を活用した遠隔診療が可能となるなどにより新型コロナウイルス感染防止につながると考えられますが、医療機関や薬局における地域医療情報連携ネットワーク利用料は対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等のために使用しているのであれば、対象となります。	R2.7.30掲載
⑧	院内の改修工事を行う場合、全工事費を補助の対象として申請したいのですが、補助の対象となりますか。	全工事費は補助の対象とはなりませんが、工事費内訳書で工事費の一部が、「備品購入に係る経費」や「感染防止のためのシールド設置のための費用」として特定できる場合は、その経費を「備品購入費」や「修繕費」として、対象経費として取り扱うことは可能です。	R2.9.10更新
⑨	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く」とあるが、例えば、従前の職員を新型コロナ対応に従事させ、その空いた部分（通常の診療）に新規で採用した職員を充てる場合、補助の対象となりますか。	この場合は、補助の対象となりません。人件費で対象となるのは、「新規で採用等した職員が通常の医療の提供以外の業務（コロナ対応業務）を行う場合のみが対象となります。	R2.9.10更新
⑩	リース契約を令和2年と令和3年に跨って契約した場合、補助対象となる期間は、R2.4.1～R3.3.31までの期間となりますか。	そのとおりです。案分して対象期間のみを申請してもらうことになります。	R2.9.10更新
⑪	リース費用を毎月支払う形とした場合、例えば、R3.3月分の請求が翌月の4月に来た場合、それは対象になりますか。また、対象となる場合、3月分の支払いを待っていたら、実績報告が遅れてしまうのではないのでしょうか。	3月分は対象になります。なお、実績報告については、現在、厚生労働省で検討中です。	R2.9.10更新
⑫	従前から実施している清掃等の委託契約について、R元年度に複数年で契約している場合、R2年度分の契約は、補助の対象になると考えて良いですか。	対象になります。	R2.9.10更新
⑬	外国語対応の案内板等のパネルは対象となりますか。趣旨としましては、病院内で感染拡大防止のためにレイアウト変更や動線確保を行う際、外国人にもわかりやすく案内をしないと、せっかくの取組が意味をなさないことも想定されるためです。	制度の趣旨に添うものであれば、対象として差し支えありません。今回説明いただいた取組も対象として良いと考えます。ただし、単純に病院のフロアマップを外国語対応にするといったものは、趣旨と異なってくるものと考えられます。	R2.9.10更新

福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金に係るQ&A

令和2年9月10日現在

NO.	質 問	回 答	備考
⑭	どのような医療機器等が補助の対象になりますか。	以下の医療機器等はいずれも、感染拡大防止を目的として設置することが条件です。 ・抗菌トイレ、非接触型流水トイレ、自動蓋開閉トイレ ・電子カルテ（紙媒体による感染防止） ・X線フィルムのデジタルシステム化（X線フィルムによる感染防止） ・自動精算機（金銭による感染防止） ・抗菌ユニフォーム（職員の感染防止）	R2.9.10更新
⑮	感染拡大防止対策として施設の窓を開放するにあたり、室温の上昇を抑制するため、現行設置している空調設備（クーラー）よりも出力の高い空調設備へリプレースする場合、事務連絡により示されている網戸と同様、感染防止対策を図りながら診療体制確保等を行うものとして補助対象経費として空調整備の設置に関する費用（購入費、設置費）が認められるのでしょうか。 なお、空調設備には換気機能や除菌機能など、直接感染対策に資する機能等は有していません。	事業の目的に資するものであるのなら対象となります。 また、個別の物品などに関してはその用途や使用目的によって対象となる、ならないと判断が分かれますので事業目的と照らし合わせて判断されます。	R2.9.10更新
5. 補助金の金額について			
①	補助金額を教えてください。	次のとおりです。なお、「福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受け入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金」の支援金と重複して補助は受けられません。 ・病院【保険医療機関】200万円+5万円×許可病床数（R2.4.1時点） ・有床診療所（医科、歯科）【保険医療機関】200万円 ・無床診療所（医科、歯科）【保険医療機関】100万円 ・薬局保【保険薬局】70万円 ・訪問看護ステーション【指定訪問看護事業者】70万円 ・助産所【施設を有すること】70万円	R2.7.30掲載
6. 補助金で整備した設備等の処分について			
①	補助金で整備した設備を廃棄する場合、手続きが必要ですか。	福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付要綱第5条に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円（開設者が地方公共団体等以外の民間事業者は30万円）以上の機械及び器具については、県が定める期間を経過するまで、県の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないとしています。 たとえば、消毒殺菌用機器であれば4年、手術機器であれば5年を経過するまで廃棄できません。 廃棄される場合は、医療指導課にご相談ください。	R2.7.30掲載
7. 補助金に係る実績報告等について			
②	交付申請時の対象経費と実績報告時の対象経費は、金額の増減はもちろんのこと、対象経費項目そのものが全く変わっていても支障はないか。（例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料）	支障ありません。	R2.7.30掲載
③	領収書は必ず原本を提出しなければならないですか。	原本が望ましいですが、原本でなくても差し支えありません。	R2.7.30掲載
8. その他			
①	医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金については、法人税の課税対象となりますか。	他の補助金と同様、法人税の課税対象となります。	R2.7.30掲載
②	医療機関・薬局等における感染拡大防止対策支援金の補助金について、持続化給付金との併用は可能でしょうか。	持続化給付金を受けた医療機関等においても、本事業の対象となる医療機関であり（「1.補助金の対象医療機関について」をご参照ください）、事業の目的に沿ったものである場合、要件を満たせば感染拡大防止等支援の補助金を受けることが可能です。	R2.7.30掲載